

提供年月日	平成 30 年 1 月 26 日 (金)
担当課	健康福祉部保険年金課
担当者	高橋、西村
電話番号	587-6081

野州市国民健康保険の国保制度改革に係る納付金・保険税の算定について

1 これまでの経過

- H27 年度 H27.5.29 (国) 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」 公布
- H28 年度 H28.10.3 (市) 市町村基礎ファイル提出 (H29 年度見込み額) (市)
- H28.11.30 (県) 平成 29 年度 第 1 回納付金・標準保険料率の試算 (仮係数)
- H29. 1.30 (県) 平成 29 年度 第 2 回納付金・標準保険料率の試算
- H29 年度 H29.8.31 (県) 滋賀県国民健康保険運営方針の策定・公表
- H29.9.1 (県) 平成 29 年度 第 3 回納付金・標準保険料率の試算
(平成 28 年度提出の市町村基礎ファイルで試算)
- H29.10.11 (市) 市町村基礎ファイル提出 (H30 年度見込み額)
- H29.11.28 (県) 平成 30 年度 納付金・標準保険料率の仮係数による試算
- H29.12.20 (市) 県仮係数による市保険税見込額を国保運協に提示

2 今後の予定

- H29 年度 H29.12.28 (国) 納付金等算定に必要な確定係数の通知
- H30.1.中～下 (県) 平成 30 年度 納付金・標準保険料率の確定係数による試算
(一般分の算定結果の市町への情報提供)
- H30. 2 上 (県) 平成 30 年度 納付金・標準保険料率の確定係数による算定
- H30. 2 上 (市) 県確定係数による市保険税見込額を国保運協に提示
- H30. 2 (県) 県議会に提案
- ・ 県国民健康保険事業特別会計予算案
 - ・ 県国民健康保険財政安定化基金条例改正案
- H30. 2 月 (市) 市定例会議に提案
- ・ 市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
 - ・ 市国民健康保険事業特別会計予算案
- H30 年度 H30.4.1 新制度に移行
- H30.6 (市) 改正後の保険税額で賦課 (賦課期日は 4 月 1 日)

3 納付金算定にかかる全国状況

α (医療費指数反映係数) β (所得係数) の設定状況 (平成 29 年 11 月中旬時点)

α	1	0.7	0.5	0
都道府県数	40	1	2	4 (滋賀県)

β	県平均	0.75	1
都道府県数	45 (滋賀県)	1	1

提供年月日	平成30年1月26日(金)
担当課	健康福祉部保険年金課
担当者	高橋、西村
電話番号	587-6081

4 平成30年度 納付金および保険料(税)の仮係数での算定(県)

(1) 仮係数での算定の主な前提条件

- ①一人当たり医療費の増減率 +3.1%
- ②追加公費(H30年度～) 全国約1,500億円規模分を反映
- ③診療報酬改定率 増減無し(確定係数算定時に反映)
- ④医療費指数反映係数 $\alpha = 0$
- ⑤所得係数 一般(医療)納付金分 $\beta = 0.974$
 後期高齢者支援金等納付金分 $\beta = 0.962$
 介護納付金納付金分 $\beta = 0.935$
- ⑥激変緩和措置 約4.3億円

●仮係数算定で示された野洲市の納付金額(一般分)

医療分 903,971,746円
 支援分 290,795,485円
 介護分 86,211,854円

野洲市

●参考 平成29年度 国民健康保険税

所得割：均等割：平等割＝50：35：15

○医療保険分

所得割 基準総所得金額× 7.35%
 均等割 被保険者1人につき 29,500円
 平等割 1世帯につき 26,500円

※算出された額が54万円を超える場合は、54万円

○後期高齢者支援金分

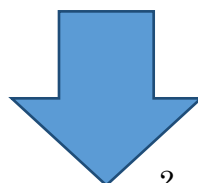
所得割 基準総所得金額× 1.9%
 均等割 被保険者1人につき 7,400円
 平等割 1世帯につき 6,100円

※算出された額が19万円を超える場合は、19万円

○介護納付金分

所得割 基準総所得金額× 2.21%
 均等割 被保険者1人につき 9,900円
 平等割 1世帯につき 5,500円

※算出された額が16万円を超える場合は、16万円



提供年月日	平成30年1月26日(金)
担当課	健康福祉部保険年金課
担当者	高橋、西村
電話番号	587-6081

●平成30年度 国民健康保険税見込額(平成29年12月19日現在)

①市町村標準保険料率

所得係数(β): 所得割指数=0.9737830218378:1

均等割: 平等割=0.70:0.30

○医療保険分

所得割 基準総所得金額× 7.01%

均等割 被保険者1人につき 28,472円

平等割 1世帯につき 20,950円

※算出された額が54万円を超える場合は、54万円

○後期高齢者支援金分

所得割 基準総所得金額× 2.37%

均等割 被保険者1人につき 9,708円

平等割 1世帯につき 7,143円

※算出された額が19万円を超える場合は、19万円

○介護納付金分

所得割 基準総所得金額× 2.08%

均等割 被保険者1人につき 10,922円

平等割 1世帯につき 5,114円

※算出された額が16万円を超える場合は、16万円

②市町村標準保険料率(市町村算定方式)

所得割: 均等割: 平等割=50:35:15

○医療保険分

所得割 基準総所得金額× 7.10%

均等割 被保険者1人につき 28,815円

平等割 1世帯につき 22,178円

※算出された額が54万円を超える場合は、54万円

○後期高齢者支援金分

所得割 基準総所得金額× 2.31%

均等割 被保険者1人につき 9,755円

平等割 1世帯につき 7,508円

※算出された額が19万円を超える場合は、19万円

○介護納付金分

所得割 基準総所得金額× 2.02%

均等割 被保険者1人につき 10,687円

平等割 1世帯につき 5,031円

※算出された額が16万円を超える場合は、16万円

提供年月日	平成 30 年 1 月 26 日 (金)
担当課	健康福祉部保険年金課
担当者	高橋、西村
電話番号	587-6081

5 制度改正後の国民健康保険税の改定及び国保財政調整基金のあり方について

(1) 市の基金の状況

市国保財政調整基金については、これまで保険者が市町村を単位として財政運営されてきたところであり、保険給付費等に見合う国、県等の負担金等が同一年度で収入されないことから、財政調整に要する資金を基金に積み立て、活用してきたところある。

本市では、平成 29 年度 11 月補正予算時点の年度末での基金保有見込額は、約 2 億 9,700 万円となっている。また、繰越金のうち、約 5,200 万円が未計上となっており、仮に今後の医療費の動向に大きな増嵩がないとすると、合計で約 3 億 5,000 万円となる可能性もある。

これまでの国保財政調整基金の適正とされる保有額は、国の通知では、過去 3 年間の保険給付費の平均の 5%程度とされており、本市の適正な保有額の規模は、保険給付費から推計すると、1 億 8 千万円程度となる。

(2) 法改正による基金の役割

平成 30 年度からの国保の広域化後にあつては、財政運営の主体は都道府県とされており、市町村にあつては、これまで主として保険給付費の変動等による年度間調整を目的に設置されてきた市町村国保財政調整基金は、直接的な保険給付費ベースの部分では必要はなくなる（ただし、間接的には県への事業費納付金での影響は発生する。）。

そこで、広域化後にあつて、市町村国保財政で年度間調整が必要となり、激変緩和のために基金対応が必要となる要素について検証すると、大きくは、次の 2 点である。

① 保険税（料）の理論算定額との誤差

県が算定する広域化後の各市町の保険税（料）率については、各市町の収納状況の実態によることなく、市町村の自助努力を促す意味でも県の運営方針では保険者規模に応じて機械的に目標収納率を設定している。このため、目標収納率と実際の収納率との誤差が一定程度大きくなった場合は資金手当の必要が出てくるため、これが年度間調整の要素となる。ただし、この場合にあつても、新制度においても、都道府県の貸付金制度は存続することから、これにより調整（次年度納付金に加算）できる制度はある。

また、目標収納率は、被保険者数に応じた区分ごとに設定されており、本市の被保険者規模は、区分の境界付近にあるため、区分が変更されると率の格差が広がるおそれがあるので、それを勘案すると一定の想定は必要である。ちなみに、市の直近年度の収納率との新制度における収納率との誤差は、現行ではほぼないものの、被保険者数が減少して区分が変わった場合では 0.5 ポイント上昇し、そこに実際の収納率の低下が加わればすぐに 1 ポイント（1%）の収納率の誤差が生じる（参考：1%の収納率の誤差＝約 1.1 千万円）。

② 県への事業費納付金による県の保険税（料）算定額に対する激変緩和への対応

県への各市町の事業費納付金は、支出ベースの要素としては、主に次の方法により算定される。

提供年月日	平成 30 年 1 月 26 日 (金)
担 当 課	健康福祉部保険年金課
担 当 者	高橋、西村
電話番号	587-6081

ア) 県への事業費納付金のうち、当該年度分については、保険給付費は過去の動向による推計額を、後期高齢者支援金や介護納付金等は社会保険診療報酬支払基金からの通知により求めた額を算定する。

イ) 県への事業費納付金のうち、保険給付費見合いの前々年度精算分については、保険料算定基礎額に加減される（ただし、平成 29 年度分の保険給付費に係る療養給付費国庫負担金等の精算については、各市町で処理する）。

ウ) 県への事業費納付金のうち、前期高齢者交付金等の精算分については、保険料算定基礎額に加減される。

前期高齢者交付金等精算分の対応については、当初、制度の想定においては、新制度導入年度以降において、2 年後に精算される各種保険制度については、各市町の個々の精算額をもって対応とすることとされていたことから、直接的に精算するものとして、このための資金手当として国保財政調整基金での対応とし、これをリスク因子として考慮すべきものと捉えていた。

しかし、現実には、県への事業費納付金に上乘せられて、理論上は各市町の保険料率の算定に反映される。このため、直接的な精算分として資金手当ではなく、間接的な精算分として保険料率の算定基礎額に加減することとなる。

これらの算定方法による県への各市町の事業費納付金に基づき、県が算定する理論上の毎年度の保険税（料）は、年度間の上下動の幅の調整については、全く考慮しない。

(3) 新制度における国保財政調整基金の必要額

新制度において保険税（料）の大きな変動が強えられる場合の緩和策を講じるための国保財政調整基金の最低必要額は、次のとおりとする。

(2)の①の対応分として、1 年度分として 2 千万円程度とする。

(2)の②の対応分として、1 年度分として 3 千万円程度とする。

合計で、1 年度分として 5 千万円程度とする。

(4) 保険税（料）の改定のサイクル

広域化後の保険税の改定については、県国民健康保険運営方針の見直しのサイクル（3 年）、診療報酬の改定のサイクル（2 年）、滋賀県後期高齢者医療保険料の改定のサイクル（2 年）、介護納付金に影響する介護保険料の見直しのサイクル（3 年）などを見据え、保険税負担の安定化を図るため、本市の国民健康保険税の改定は、原則として 3 年毎に改定するものとする。

ただし、本県の 1 人当たり医療費や診療報酬（薬剤を含む。）など、大きな変動により、そのための激変緩和のために予定よりも大きく国保財政調整基金を投じ、保有額が著しく減少したときは、この限りでない。

(5) 現行基金の活用の方向性

提供年月日	平成 30 年 1 月 26 日 (金)
担当課	健康福祉部保険年金課
担当者	高橋、西村
電話番号	587-6081

現在の本市の国保財政調整基金の年度末保有見込額は、前述のとおり現在約 2 億 9,700 万円であり、繰越金の未計上分があるものの、今後の医療費の動向により大きく動く可能性もあること、平成 28 年度の単年度収支が約 5,700 万円の赤字であることなどを踏まえると、平成 29 年度末時点では、約 3 億円として考えることとする。

(3)及び(4)により、1 年度の誤差の対応額に 3 年度分をみると、基金の最低保有額を 1.5 億円程度と設定する。

このことから、差引 1.5 億円程度を、原則として本県国民健康保険の統一化に向けた当面の調整期間である 6 年間をかけて、被保険者に保険税(料)算定に組み込み還元していくこととする。

(6) その他

(3)から(5)については、原則としての方向であり、広域化による実績が何もない状況で推計していることから、4 年目以後については、広域化後の動向により修正を要する状況になったときは、その時点で見直すものとする。